

議案第 80号 霧島市総合支所設置条例等の一部改正について

第 1 条による霧島市総合支所設置条例（平成17年霧島市条例第 7号）の一部改正について

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
溝辺総合支所	霧島市溝辺町有川340番地	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における溝辺町の区域	溝辺総合支所	霧島市溝辺町有川340番地	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における溝辺町の区域
横川総合支所	霧島市横川町中ノ 263 番地	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における横川町の区域	横川総合支所	霧島市横川町中ノ 263 番地	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における横川町の区域
牧園総合支所	霧島市牧園町宿窪田791番地 1	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における牧園町の区域	牧園総合支所	霧島市牧園町宿窪田2647番地	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における牧園町の区域
霧島総合支所	霧島市霧島田口 8 番地 4	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における霧島町の区域	霧島総合支所	霧島市霧島田口 8 番地 4	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における霧島町の区域
福山総合支所	霧島市福山町福山5290番地61	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における福山町の区域	福山総合支所	霧島市福山町福山5290番地61	霧島市のうち、平成17年11月 6 日における福山町の区域

議案第 80号

第 2 条による霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部改正について

別表第 4（第 2 条の 2 関係）			別表第 4（第 2 条の 2 関係）		
名称	使用時間	休館日	名称	使用時間	休館日
(中略)			(中略)		
高千穂地区公民館	原則 8 : 30 ~ 22 : 00	<u>日・月・祝日</u> 12月29日から翌年の1月3日までの日	高千穂地区公民館	原則 8 : 30 ~ 22 : 00	<u>月曜日</u> 12月29日から翌年の1月3日までの日
(中略)			(中略)		

議案第 80号

第 3 条による霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部改正について

(設置)	(設置)
------	------

第2条 霧島市立図書館（以下「図書館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霧島市立国分図書館	霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市立隼人図書館	霧島市隼人町内山田一丁目14番76号

2 国分図書館は、中央的機能を持つものとする。

3 第1項の図書館のほか、必要に応じて図書館の分室又は配本所を置くことができる。分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霧島市立溝辺図書室	霧島市溝辺町麓3391番地
霧島市立横川図書室	霧島市横川町中ノ192番地7
霧島市立牧園図書室	霧島市牧園町宿窪田791番地1
霧島市立霧島図書室	霧島市霧島田口148番地の3
霧島市立福山図書室	霧島市福山町福山5290番地61

第2条 霧島市立図書館（以下「図書館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霧島市立国分図書館	霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市立隼人図書館	霧島市隼人町内山田一丁目14番76号

2 国分図書館は、中央的機能を持つものとする。

3 第1項の図書館のほか、必要に応じて図書館の分室又は配本所を置くことができる。分室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霧島市立溝辺図書室	霧島市溝辺町麓3391番地
霧島市立横川図書室	霧島市横川町中ノ192番地7
霧島市立牧園図書室	霧島市牧園町高千穂3864番393
霧島市立霧島図書室	霧島市霧島田口148番地の3
霧島市立福山図書室	霧島市福山町福山5290番地61

議案第80号

第4条による霧島市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第166号）の一部改正について

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
霧島市国分保健センター	霧島市国分中央三丁目2番27号	霧島市国分保健センター	霧島市国分中央三丁目2番27号
霧島市溝辺保健福祉センター	霧島市溝辺町有川340番地	霧島市溝辺保健福祉センター	霧島市溝辺町有川340番地
霧島市横川保健センター	霧島市横川町中ノ263番地	霧島市横川保健センター	霧島市横川町中ノ263番地
霧島市すこやか保健センター	霧島市隼人町内山田一丁目10番33号	霧島市牧園保健センター	霧島市牧園町宿窪田2647番地
		霧島市すこやか保健センター	霧島市隼人町内山田一丁目10番33号

議案第81号 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部改正について

第1条による霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員(以下「一般市職員」という。)及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員(以下「一般市職員」という。)及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>

議案第81号

第2条による霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員(以下「一般市職員」という。)及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、在職期間には、以前の市長等としての在職期間並びに一般市職員給与条例の規定の適用を受ける職員(以下「一般市職員」という。)及び議会議員としての在職期間を通算する。</p>

議案第82号 霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

第1条による霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

議案第82号

第2条による霧島市職員の給与に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

議案第 8 2 号

第 3 条による霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

議案第 8 2 号

第 4 条による霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成30年霧島市条例第33号)第4条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

議案第 8 3 号 霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額から当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号のウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第 4 項本文の</p>

介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）**を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）**に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）**に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**33万円**

_____を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**33万円**

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、**33万円**

_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額_____」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)_____」とする。

議案第84号 霧島市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例(平成17年霧島市条例第77号)の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～2 略</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

議案第85号 霧島市立学校の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第108号）の一部改正について

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	所在地	名称	所在地
霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22	霧島市立陵南幼稚園	霧島市溝辺町麓1261番地22
霧島市立大田幼稚園	霧島市霧島田口64番地	<u>霧島市三体幼稚園</u>	<u>霧島市牧園町三体堂1573番地</u>
霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1	霧島市立大田幼稚園	霧島市霧島田口64番地
霧島市立牧之原幼稚園	霧島市福山町福山5290番地61	霧島市立富隈幼稚園	霧島市隼人町真孝301番地1
		霧島市立牧之原幼稚園	霧島市福山町福山5290番地61

議案第86号 霧島市子ども医療費助成条例（平成17年霧島市条例第149号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>次に掲げる者</u> <u>をいう。</u></p> <p><u>(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> <u>(2) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、かつ、市町村民税非課税世帯に属するもの。</u></p> <p>2 この条例で「助成対象となる子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）をいう。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）に規定する助成対象となる子ども（市町村民税非課税世帯に<u>属する</u> <u>子どもを除く。）については、この条例</u> <u>は、適用しない。</u></p> <p>4～8 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 この条例で「助成対象となる子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで市内に住所を有する者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）をいう。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、霧島市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年霧島市条例第157号）及び霧島市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成17年霧島市条例第150号）に規定する助成対象となる子ども（市町村民税非課税世帯に<u>属し、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>子どもを除く。）については、この条例は、適用しない。</p> <p>4～8 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、</p>

<p>助成対象となる子どもを現に監護している者とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象となる子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を保険医療機関等に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、市町村民税非課税世帯に<u>属する</u> _____助成対象となる子どもに係る助成については、当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を給付することによって代えることができるものとする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>助成対象となる子どもを現に監護している者とする。</p> <p>(助成)</p> <p>第4条 市長は、助成対象となる子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を保険医療機関等に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金（以下「助成金」という。）を支給する。</p> <p>2 前項の場合において、市町村民税非課税世帯に<u>属し、かつ、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>助成対象となる子どもに係る助成については、当該保険給付を行った保険医療機関等に助成金を給付することによって代えることができるものとする。</p> <p>3～5 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第87号 霧島市介護保険条例（平成17年霧島市条例第165号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>7 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。<u>以下この項において同じ。</u>)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____ _____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> _____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>8～9 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略</p> <p>(延滞金の割合等の特例)</p> <p>7 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ_____。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u> _____における<u>特例基準割合</u>に_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p> <p>8～9 略</p>

議案第 8 8 号 霧島市法定外公共物管理条例（平成17年霧島市条例第263号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第7条 占用料は、霧島市道路占用料徴収条例(平成17年霧島市条例第264号)及び霧島市河川占用料等徴収条例(平成17年霧島市条例第266号)に基づくものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、<u>第10条第2項</u>に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第7条 占用料は、霧島市道路占用料徴収条例(平成17年霧島市条例第264号)_____霧島市河川占用料等徴収条例(平成17年霧島市条例第266号)に基づくものとする。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>6 当分の間、<u>第7条第2項</u>に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>

議案第 8 9 号 霧島市道路占用料徴収条例（平成17年霧島市条例第264号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u></p>	<p>附 則</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第7条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))</u>が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u></p>

<p>_____における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p><u>適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第90号 霧島市河川占用料等徴収条例（平成17年霧島市条例第266号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年_____</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に_____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合_____)</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。</p>

議案第91号 霧島市公共下水道事業受益者負担金条例（平成17年霧島市条例第283号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。_____）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金（以下「負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公共下水道に係る下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号。<u>以下「法」という。</u>）第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金（以下「負担金」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p>

(負担金の額等)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条の規定による告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で当該告示のあった賦課対象区域内のものの面積に、別表に掲げる負担区分による1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額とする。

2 同一の土地について複数の受益者があるときは、当該受益者らは、当該土地に係る負担金を連帯して納付する義務を負うものとする。

3 前項に規定する連帯納付義務については、地方税法（昭和25年法律第226号）第10条の規定を準用する。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに**前条第1項**の規定による負担金の額を定め、これを賦課する。

2 前項の規定による負担金の賦課は、第4条の規定による告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。

附 則

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の**延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）**が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年

_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつては**その年**_____における**延滞金特例基準割合**に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該**延滞金特例基準割合**に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

(負担金の額__)

第5条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が前条の規定による告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で当該告示のあった賦課対象区域内のものの面積に、別表に掲げる負担区分による1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額とする。

(新設)

(新設)

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、第4条の規定による告示の日現在における当該告示のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに**前条**_____の規定による負担金の額を定め、これを賦課する。

2 前項の規定による負担金の賦課は、第4条の規定による告示の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が納期前納付の申出をしたときは、この限りでない。

附 則

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の**特例基準割合（当該年の前年に**_____**租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合**

_____に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（**以下この項において「特例基準割合適用年」という。**）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては**当該特例基準割合適用年**における**特例基準割合**に_____年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該**特例基準割合**に_____年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

議案第92号 霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(水道事業及び簡易水道事業の設置)</p> <p>第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、次に掲げる水道事業と簡易水道事業を設置する。</p> <p>(1) 霧島市水道事業</p> <p>(2) 木原地区簡易水道事業</p> <p>(3) <u>横川地区</u> 簡易水道事業</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> 牧園東部地区簡易水道事業</p> <p><u>(5)</u> 牧園西部地区簡易水道事業</p> <p><u>(6)</u> <u>霧島地区</u> 簡易水道事業</p> <p>(削る)</p> <p><u>(7)</u> 牧之原地区簡易水道事業</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 第1条各号の事業（以下「各事業」という。）は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 各事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 霧島市水道事業</p> <p>ア 給水区域は、別表のとおりとする。</p> <p>イ 給水人口 116,000人</p> <p>ウ 1日最大給水量 48,600立方メートル</p> <p>(2) 木原地区簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 国分郡田の一部</p> <p>イ 給水人口 830人</p> <p>ウ 1日最大給水量 250立方メートル</p> <p>(3) <u>横川地区</u> 簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 横川町中ノの一部、横川町上ノの一部、<u>横川町下ノの一部</u></p> <p>イ 給水人口 <u>4,000人</u></p>	<p>(水道事業及び簡易水道事業の設置)</p> <p>第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、次に掲げる水道事業と簡易水道事業を設置する。</p> <p>(1) 霧島市水道事業</p> <p>(2) 木原地区簡易水道事業</p> <p>(3) <u>横川中央地区</u>簡易水道事業</p> <p><u>(4)</u> <u>横川東部地区簡易水道事業</u></p> <p><u>(5)</u> 牧園東部地区簡易水道事業</p> <p><u>(6)</u> 牧園西部地区簡易水道事業</p> <p><u>(7)</u> <u>霧島大田地区</u>簡易水道事業</p> <p><u>(8)</u> <u>霧島永水地区簡易水道事業</u></p> <p><u>(9)</u> 牧之原地区簡易水道事業</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 第1条各号の事業（以下「各事業」という。）は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 各事業の基本計画は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 霧島市水道事業</p> <p>ア 給水区域は、別表のとおりとする。</p> <p>イ 給水人口 116,000人</p> <p>ウ 1日最大給水量 48,600立方メートル</p> <p>(2) 木原地区簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 国分郡田の一部</p> <p>イ 給水人口 830人</p> <p>ウ 1日最大給水量 250立方メートル</p> <p>(3) <u>横川中央地区</u>簡易水道事業</p> <p>ア 給水区域 横川町中ノの一部、横川町上ノの一部_____</p> <p>イ 給水人口 <u>3,860人</u></p>

ウ 1日最大給水量 1,600立方メートル
(削る)

(4) 牧園東部地区簡易水道事業

ア 給水区域 牧園町高千穂、牧園町下中津川の一部、牧園町上中津川、牧園町持松、
牧園町三体堂の一部、牧園町万膳の一部

イ 給水人口 4,990人

ウ 1日最大給水量 4,411立方メートル

(5) 牧園西部地区簡易水道事業

ア 給水区域 牧園町三体堂の一部、牧園町万膳の一部、牧園町宿窪田

イ 給水人口 3,799人

ウ 1日最大給水量 1,268立方メートル

(6) 霧島地区 簡易水道事業

ア 給水区域 霧島田口の一部、霧島大窪の一部、霧島川北の一部、霧島永水の一部、
都城市吉之元町荒襲の一部

イ 給水人口 5,000人

ウ 1日最大給水量 2,200立方メートル
(削る)

(7) 牧之原地区簡易水道事業

ア 給水区域 福山町福山の一部、福山町福沢の一部、福山町佳例川の一部、福山町
福地の一部、国分下井の一部、国分上之段の一部、曾於市大隅町坂元の一部、鹿屋
市輝北町諏訪原の一部

イ 給水人口 3,500人

ウ 1日最大給水量 1,728立方メートル

ウ 1日最大給水量 1,450立方メートル

(4) 横川東部地区簡易水道事業

ア 給水区域 横川町中ノの一部、横川町上ノの一部、横川町下ノの一部

イ 給水人口 995人

ウ 1日最大給水量 390立方メートル

(5) 牧園東部地区簡易水道事業

ア 給水区域 牧園町高千穂、牧園町下中津川の一部、牧園町上中津川、牧園町持松、
牧園町三体堂の一部、牧園町万膳の一部

イ 給水人口 4,990人

ウ 1日最大給水量 4,411立方メートル

(6) 牧園西部地区簡易水道事業

ア 給水区域 牧園町三体堂の一部、牧園町万膳の一部、牧園町宿窪田

イ 給水人口 3,799人

ウ 1日最大給水量 1,268立方メートル

(7) 霧島大田地区簡易水道事業

ア 給水区域 霧島田口の一部、霧島大窪の一部、霧島川北の一部 _____、
都城市吉之元町荒襲の一部

イ 給水人口 4,400人

ウ 1日最大給水量 2,250立方メートル

(8) 霧島永水地区簡易水道事業

ア 給水区域 霧島永水の一部

イ 給水人口 850人

ウ 1日最大給水量 261立方メートル

(9) 牧之原地区簡易水道事業

ア 給水区域 牧之原地区の一部、曾於市大隅町の一部、鹿屋市輝北町の一部

イ 給水人口 4,960人

ウ 1日最大給水量 2,235立方メートル

議案第93号 霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第11号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防局長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) その筐体は不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</p> <p>(3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</p>

(8) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(新設)

(新設)

(新設)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(新設)

(13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

(18) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (11) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (12) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの（第12条第4項に定めるものを除く。）
- (13) 蓄電池設備
- (14) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (15) 水素ガスを充填する気球

(14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防局長に届け出なければならない。

- (1) 熱風炉
- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (3)の2 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (4) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- (5) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (6) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (7)の2 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (8) 火花を生ずる設備
- (8)の2 放電加工機
- (9) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (新設)
- (10) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの（第12条第4項に定めるものを除く。）
- (12) 蓄電池設備
- (13) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (14) 水素ガスを充てんする気球

議案第94号 霧島市後期高齢者医療に関する条例（平成20年霧島市条例第19号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第3条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合に</u>_____年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>_____年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>

議案第95号 霧島市地域経済牽引事業の促進による地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成20年霧島市条例第31号）の一部改正について

改正後	改正前
<p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 市長は、法第4条第2項第1号で定める促進区域において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第13条第4項による鹿児島県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条で定める対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。</p>	<p>（固定資産税の課税免除）</p> <p>第2条 市長は、法第4条第2項第1号で定める促進区域において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第13条第4項による鹿児島県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令</u>（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条で定める対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税を免除する。</p>

議案第96号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年霧島市条例第40号）の一部改正について

第1条による霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>

議案第96号

第2条による霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4～6 略</p>